整理番号 経-条申-18

申請に対する処分個別票

甲請に対する処	2万個別系
所管局部課 (担当)名 (電話番号)	経済戦略局スポーツ部スポーツ課(06-6469-3870)
処分課(担当)名	(公財) 大阪武道振興協会(指定管理者)
処分の名称	大阪市立修道館の使用許可
概要	大阪市立修道館条例(昭和37年12月26日大阪市条例第40号)に記載されている修道館を使用する場合に 許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市立修道館条例(昭和37年12月26日大阪市条例第40号)第6条及び第7条 (URL:http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	 ③利用者は次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。 (1)柔道、剣道その他武道の大会、練習等に使用すること (2)公安又は風俗を害するおそれのないこと ○「公安又は風俗と害するおそれのないこと ○以下の場合は、この要件を満たさないとされることがあります。
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	修道館事務所
提出時期	当日
提出方法	修道館事務所において、利用券を購入していただきます。
手数料	利用者により異なりますので、下記ホームページをご覧ください。
相談窓口	修道館事務所
ホームページ	https://www.opas.jp/osakashi/
備考	